医薬品各条の融点及び確認試験における融点の一般試験法番号の記載について（報告）

対象品目の融点及び確認試験において，以下のとおり参照する一般試験法番号を変更します．なお，実施する試験方法に変更はございません．

対象品目	試験項目	改正前	改正後
ステアリルアルコール	融点	融点〈*1.13*〉　56 ～ 62℃　ただし，…(略)	融点〈*2.60*〉　56 ～ 62℃(第2法).　ただし，…(略)
ステアリン酸カルシウム	確認試験（２）	…(略)…残留物の融点〈*1.13*〉は54℃以上である．	…(略)…残留物の融点〈*2.60*〉は54℃以上(第2法)である．
セタノール	融点	融点〈*1.13*〉　47 ～ 53℃　ただし，…(略)	融点〈*2.60*〉　47 ～ 53℃(第2法).　ただし，…(略)
モノステアリン酸アルミニウム	確認試験（２）	…(略)…残留物の融点〈*1.13*〉は54℃以上である．	…(略)…残留物の融点〈*2.60*〉は54℃以上(第2法)である．
モノステアリン酸グリセリン	融点	融点〈*1.13*〉　55℃以上.	融点〈*2.60*〉　55℃以上(第2法).